

平成15年度第5回

公 共 事 業 等 審 査 会
会 議 録

パ レ ス 神 戸 大 会 議 室
平成15年9月4日

公 共 事 業 等 審 査 会 事 務 局
(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

公共事業等審査会（平成15年度第5回）会議録

1 開 会

2 平成15年度第5回公共事業等審査会

（1）事務局より報告事項

1）全般の費用便益比・B/Cについて

事務局

それでは、追加資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページを開いていただきまして、質問を3点いただいております。私の方からは、全般の費用便益比・B/Cにつきましてご説明したいと思います。

前回の審査会でご質問いただいた費用便益比・B/Cにつきましては、次の2ページを開いていただきますとA3横長の資料がございますが、これに各事業ごとの費用便益比について区分して記載してあります。便益がBで、費用がCということで書いてあります。

そのうち、最初の「道路・街路」のところは道路事業、街路事業の算出根拠ですが、ここに、
、
とあります。の走行時間短縮便益についてご説明しますと、自動車の走行時間が短縮されることによりまして、ドライバー等がさらなる労働や余暇に時間を充てることのできる便益ということでございます。の走行経費減少便益は、走行速度が上がることによりまして、燃費がよくなるなど自動車が走行するのに必要な経費が少なくなる便益ということでございます。の交通事故減少便益は、交差点の数の減少により、交通事故が減りまして、医療費等が減ってくるという便益をいう言葉でございます。この3つが便益でございます。費用としては、当然かかる事業費、維持管理費がCでございまして、これの値によってB/Cを出していくということでございます。

次に、「河川」における治水事業などの防災系の事業におきましては、Bの便益は、主に事業によって回避される被害額が計上されております。

5番目に「砂防関連事業」がございまして、このに人命保護便益というものがございまして、砂防の場合は、生命財産を守ることが便益でございまして、生命保険などでもいいます命の価値について貨幣換算をしたものを便益としております。これ以外につきましては、ここに書いてありますようなものが便益になっております。

それから、前回ご指摘いただきました二酸化炭素などの環境負荷削減に関しまして、国土交通省が設けております公共事業評価システム研究会におきましても議論がなされ、可能な限り貨幣換算するという方向性が示されております。ところが、実績が少ないことから、一部の事業で試みられている貨幣換算化の実績を今後蓄積しまして、全事業分野での適用を検討していく方針となっております。

これら B / C の算定方法は、まだ緒についたばかりでございますので、できるだけわかりやすいものにしていくために、今後とも、国などの全国的な研究成果を見ながら、本県としてもいろいろ勉強していきたいと考えております。

最後に、この算出方法につきましては、ホームページ等で公表していくことにさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

会 長

余計わかりにくくなったという感じがいたしますが、具体的な計算方法については、3 ページ、4 ページに出ております。

余計わかりにくくなりましたというのは、例えば同じ工事でも、道路・街路の方では「事業費」という名前が使われていて、河川の方では「建設費」という名前が使われております。項目を見ましたら同じじゃないかと思うんですが、これがまた微妙に違うようでして、それぞれ担当の方でも、どちらにどう入れるのやら、よくわからないと思うんです。

それからもう一つは、上の段の「海岸」の一番終わりになりますが、海岸レクリエーション効用の増大とか、あるいは広い開放型空間の創出による快適性の向上、これは具体的にどのように幾ら見積もったらいのかというのが、手法によりましてかなり違ってきます。まして快適性となってくると、そう簡単に同じ土俵の上での勘定にならないんじゃないかということもございませう。

とにかく各部局でこういうことでいろいろと検討しておられ、検討した結果がどうかといいますと、結局は補助金の額に反映している。補助金を国が幾らと査定するのにここに反映しているということであって、具体的にどうだと言ったらよくわからんということで、説明を聞けばなおさらわからんというのが、私の正直な考えでございます。

何かご質問はございますでしょうか。

委 員

今、会長さんの方からお話があったのは、私も同感です。こういうのをを出していただいたのを契機に、2 つほどお尋ねしたいんですが、現時点でこうであるということであれば、今後、国の方も変わって行って、変わっていくとか、検討とか、随時見直していく方向性があるのかないのかということが一点目です。

2 点目といたしまして、今の会長さんのご発言、私は非常に重く受けとめたんですが、補助金の額ということであれば、私どもがここで議論している B / C が高いからこれは緊急性があるというか、重要性がある事業というようなご説明をよく承っているような印象を持っているんですけども、それは今後改めた方がよいのかということについてちょっと教えていただきたいんです。

事務局

まず最初に、2 点目のことですが、補助金でもってこういった大きな事業をやっていきますので、国の補助金は非常に頼りにしているところでございますけれども、事業ごとに手法がそれぞれ違います。補助申請を国

の方にしていくなですけれども、国が分野ごとに優先順位をつけるものですから、各事業ごとに、例えば道路でしたら道路局に申請したときに、申請の調書を見て、そのセクションが優先順位をつけるために、それぞれ一律にできないといいますが、各事業の性質も違いますので、こういった形でするようにということをお国の方が言っているということでございます。
事務局

最初のご質問の随時見直していくのかというご指摘ですが、今のところは、国の基準に右へ倣えしていかざるを得ない状況になっております。実は、昨年も、そういった中であって、昨年の新規事業評価で審査いただいた交差点改良事業、具体的に言いますと 312号の須加院交差点の事業の評価に際しまして、今、国にはマニュアルはないんですけれども、この際、県独自にB/Cを算出してお示したということがございます。そういった意味では、そういう試みも県独自にしていきたいと思っております。冒頭に課長が申しましたように、県としても、国の研究成果を単に待つということではなくて、できるだけ問題意識を持っていると勉強していきたいと思っております。

それから、2点目のB/Cをどのように判断するのかということですが、これにつきましては、やはり金銭換算できるものしか、今B/Cの中にカウントしてございません。貨幣価値換算化を今、一生懸命研究しているところですが、いずれにしても、今は判断の一つの目安として使っていけるような状態でしかないのかと思っております。今後、全体として、例えば環境等を貨幣価値換算できるならばトータルとしてのB/Cの判断ができるでしょうけれども、今のところそういった状況にございませんので、あくまで一つの目安と我々は考えているところでございます。

事務局

だんだんわかりにくくなるかもわかりませんが、委員の言われた、これによって補助金の額が変わってくるということはありません。これによって緊急性が判断され、国の補助金をつけていくべき事業というように選択するかどうかという判断材料に使われるということで、B/Cが大きいほどその事業は緊急性を持っている、そういう判断でございますので、今までどおりのとらえ方をさせていただいたら結構でございます。

それから、こういう問題は今からいろいろ改善されていく余地は十分にございます。委員はこの本当の専門家でございますので、我々が出している資料だけじゃないぞというご意見があるかもわかりませんが、いろいろご指導いただいて、こういうB/Cの算出方法についてもこれからますます研究していきたいし、進行させていきたい、このように考えております。

委員

いろいろ具体的に出していただいて、そのために、やっぱり疑問も出てきてしまうんです。環境の面で、環境価値をはじき出す手法が現在のところないということなんです。その中でも例えば、港湾のポートパークとか海岸の利用環境とかにCVMが導入されたりする、林道に環境保全便益という項目がある、それから河川なんかでも、治水事業とは言いながら、環境に配慮した工事がこれから行われるわけなので、その中でも多

少環境整備価値というのが出てくるのではないかと思うんです。そのあたり、あるものは環境価値が評価されていて、あるものは評価されていないという、統一性がちょっと見えてないような気がするのですが、それが一つです。

それから、お金の換算できないことということでご説明があったんですが、人命保護便益が砂防関連事業のところにございますし、もしそれが計算できるのであれば、交通安全施設整備も、人命を値段にかえて、あるいは人命保護便益の計算ができるように素人ながら思うので、そのあたりがちょっとわからないのが2点目です。

3点目は、特に農林水産省のいろいろな便益を見ますと、作物生産便益とか品質向上便益とか、この便益の受益者は特定の農業なり林業の従事者であって、いわゆる公益でないようなものが便益で計上されているようで、ちょっとほかの公共事業と性質が違うのかなと。言いたいことは、受益者負担ということも考え得るのかなと思うんですが、農林水産事業関連でそういう便益が計上されているのがよくわかりませんでした。

事務局

算定手法の統一性の話なんですが、これは冒頭にお話が出ましたように、あくまで国が補助事業の採択を判断するための一つの判断材料と国が位置づけている関係で、どうしてもある種縦割りの中で、それぞれの省庁が旧建設省、運輸省時代からの各局ごとに、あるいは課ごとに出してきているというのが実態で、その結果、ある程度CVMとか、ヘドニック法とか、費用対便益、そういった各種手法に分かれているところもあるのかと思っております。したがって、いろいろと手法はあるわけですが、それぞれ今の事業の中で一番適した手法が使われていると我々は理解をしているところでございます。

それから、2点目の人命のカウントの仕方につきましても、ホフマン法という保険のときの算定方法が、いろいろ議論が分かれるところでございまして、例えば砂防などではそれを国では使っており、河川では使っていないということもあります。それぞれの省庁の考え方等々でそういった違いが出てきているのかとは考えているところでございます。

事務局

3番目の農業効果の点ですが、例えば「ほ場整備」の欄を見ていただきたいのですが、、と、作物生産便益ほか、この3つにつきましては、委員が言われるように受益者側の効果になっております。これがどのように消費者に結びつくのか、あるいは公共に結びつくのかということから申しますと、例えば経費等が節減されることによって作物自体も安くなる、あるいは大量に生産されるようになるということで、それが公共、いわゆる消費者に還元されるという考え方をしております。

会長

どうもありがとうございました。これを議論していますと大変長くなるし、それぞれの先生方のご専門の立場からのご意見もあるかと思いますが、先ほども出ましたように、これは国の一つの指標での計算であって、私たちとしましても、また県としましても、それはそれで一つの参考にし

ながら、独自の立場でのB/C、便益と費用との関係を探っていく、特にこの審査会では、それが公共性にふさわしいかどうかという点で、県が出した原案が妥当であるかどうかの審査をすることになっております。その辺をお含みいただきまして、まだこのところはどうも納得いかんというのがたくさんおありだと思いますけれども、とにかく事業の中身が違いましたらお互いに比較できない、すべきでないといえますか、例えばB/Cが0何ぼというのと10何ぼというのは、事業が違ったら全然意味が違うということがよくおわかりになると思います。同じ事業の中では、これとこれとを比べたらこっちの方がましだろうという、その程度の指標には使えるのではないかという気がいたします。

質問事項がもう2つございますので、そちらの方に移らせていただいでよろしいでしょうか。

では、時間がございましたら、またご議論いただくことにしまして、質問の2番目、播磨中央公園に関しまして、事業費が非常に値上がりしているというか、再評価に当たって前と事業費が違い過ぎているではないか、その点につきまして担当の方からご説明いただきたいと思っております。追加資料の5ページでございます。

事務局

播磨中央公園の全体事業費の増額が40億円に達したその内訳についてご質問がありましたので、説明させていただきます。

資料の中では、大きく4つにまとめておりますが、非常にたくさんの方がございまして、4つにくくったというご認識でお願いいたします。

まず一つの大きなものとしたしましては、ロードレースコース整備事業というのがございまして、これは、平成5年度に兵庫県自転車競技連盟から、既存の3kmほどのものがございまして、それを7kmにして、全国大会が開催できるようなコースにさせていただきたいというご要望がございまして、いろいろ議論した結果、その拡張整備に当たることになりました。

2番目は、福祉のまちづくり条例対応改修事業でございます。こういう名前でごくくっておりますが、これに関連していろいろな事業が起こったとご認識いただきたいのですが、例えば園路のスロープ改修がございまして、この代表例としまして、「播中おもいで橋」というのがございまして、これは、明治初期にイギリスから輸入しました鉄道橋を寄附していただくというお話がありまして、土木工学的にも文化財的な意味合いがありますので、モニュメント的にここにつくって、また平面交差で非常に危険性もありましたので、その2つを兼ねて立体の歩道橋にしたといういきさつがございまして、それから、福祉のまちづくり条例に基づくトイレの改修。開園して20数年たっておりますので、当初のものはくみ取り式のものもございまして、それらを全部水洗化にして、身障者対応もできるような構造にいたしました。

3点目は、四季の庭有料施設整備事業。これにつきましては、四季折々の花が咲くよというコンセプトのもとで庭園整備をしてきたわけですが、整備する中で発育の思わしくない箇所がございまして、当初の目的のためには、もう少しグレードアップすべきではないかと。有料という方

向で進んでおりましたので、グレードアップすることでそれにこたえようということで、全面的に土壌改良をすることになりまして、そのための増額費用が上がっております。

4点目は、老朽施設の改修事業。これは、先ほども申しましたように設置後20年たっておりまして、トイレだけではなくて、いろいろな箇所が老朽化しております。例えばテニスコート一つにしましても、舗装等、フェンスも老朽化しておりました。それから、「子供の小川」という遊び場がございますが、それも老朽化しておりましたので改修いたしました。

長期にわたった事業でございましたので、この4つの中に拾い切れなものが数々ございますが、それらを合わせて40億円の増額ということでございます。

前回のときに全体事業費 190億円、今回40億円の増で 230億円ということですが、40億円ですので、これは前回の時点である程度の増額は当然もくろめたわけですし、前回にこの内容についてご審議いただくべきところだった、我々も提案の内容の説明が時期的に適切でなかったという反省をしております。よろしく願いいたします。

会 長

お聞きのとりの事情でございますが、何かご質問なりご意見はございますでしょうか。とにかく二百何十億といえますと大きいですから。

委 員

ご説明いただいたことで、これだけのお金が出たのはそうかなというところなんです。さきに 190億円という形で計上した事業が、後々状況の変化において、ロードレースコース整備、福祉のまちづくり云々とくくってあるので個別にはもう少し細かく分かれるのかもしれないのですが、これらの事業を実施される際に、例えば 8億円要するという事です。一般的に言って、これは、私は全く素人なので逆にお尋ねさせていただくんですが、入札なので、金額というものが節約できるチャンスがあるわけですか。そうではなくて、例えば 8億円で発注したら、8億円の事業という形で進むのか。

つまり、主婦的感覚でいいますと、同じ品物でも、安い店を探して安い物を買うわけですね。公共事業で何かを発注する際、例えば土壌の入れかえ云々でもする際に、A社、B社、C社と5社なり10社なりあれば、選択の余地があるのか。その辺のところは、こういう形で進んでいるものに関しては手続はわからないので、事後でご報告というか、承るだけになるかと思うんですが、ちょっとそのあたりのところを教えていただければと思います。

事務局

例えばロードレースコース整備事業でございますが、これは、先ほども事業費と建設費と区別しているというお話もありましたように、事業の中にはいろいろな建設工事が入っております。その一つ一つの工事は、入札額の一番低いものが落札するという競争入札制度をとっておりますので、一番低い額でトータルした結果が 8億円ということでございます。

委 員

今のことに関連して、今のご報告ですと、もう少し前の段階でお話があればということでしたので、これはもうすぐで終わりの事業ですけれども、今後、ほかの公園事業の中においても、もしかしてこういう事態が進行しているのであれば、もう少し違った形で出していただくと……。細かいものを出すのは大変なのかもしれないんですが、積み上がると膨大な金額になるので、後で例えばぼんと40億円が出るというのは、一般的な事業の処理と考えていいのか、今回の播磨中央公園のケースが極めて特殊な形でこうなってしまったのか、ちょっとそこだけ教えていただきたい。

事務局

事業といたしましては、事業認可で全体事業認可額が決定されます。前回までは事業認可額が190億円であったわけです。それが11年に、全体事業費がふえていくということで、今まで実施計画にあったもろもろのものをやるとすれば事業費がどれだけになるか、もう一度精査しまして、230億円の認可変更を行いました。

これらは、認可変更という節目節目でやっていただけなんですけど、我々の今回の反省といたしましては、審査会にかける前にも同じようなチェックをすることをこれから心がけたいと思っております。今までは、認可の段階だけでやってきたために、こういう時期のはざまができて、急な増額というものが結果的に出てまいりましたので、今後そうさせていきたいと思っております。公園については、特に前回会長が言われた新規的な内容も多いので、そこのところを心がけたいと思っております。

委員

今おっしゃった認可変更について、ちょっとお伺いします。3点目の四季の庭のところですが、これが有料施設であったので、それにふさわしい施設になるように新たに14億円と、この4つの柱の中では一番たくさんのお金がつぎ込まれることが認可されたようです。普通、民間企業の場合でしたら、ここが立ち行かなければ、閉鎖して別なものにするとかということにするんですが、花にこだわられて、その土地が適していないにもかかわらず、14億円をつぎ込んでされているわけですね。こういう認可のときに、そこでは向いてないのだからとか、なぜ花にこだわるのかとか、そういう議論はなされないのでしょうか。最初に事業企画ありきで、どんどん推し進める猪突猛進型の事業なのか。認可変更のときに何ら検討がなされなかったのかということについて、ちょっと教えていただきたいと思っております。

事務局

それはここではちょっと書き切れなかったものですから簡単に書いておりますが、おっしゃるとおり、このまま土壌改良してまで四季の庭を当初の形にすべきか、また違った無料施設として、いわゆる普通の花壇として置いておくべきかという議論は十分なされた上で、強引ではありませんで、いろいろ議論の結果、こちらを選択したということでございます。今ではそういう四季の庭みたいなものがたくさんありますが、当初は非常に画期的なものでございましたので、その辺の思い入れもあったのかと推測いたします。

会 長

今の問題ですが、宝塚ファミリーランドや阪神パークが閉園になって、その面積とこの14億円というお金を比べますと、何とも言えない気がいたします。これは県費でやるんだから、ちょっと向こうとは事情は違うと思いますけれども、あれだけ市民に親しまれた、特にファミリーランドなんかは施設としてつぶれてしまうわけですが、その辺、いろいろなご意見が出るかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。それでは、まだ第3点目がございますので、第3点目のご質問の検討に入りたいと思えます。

海岸事業の姫路港の海岸高潮対策事業につきまして、前回、質問が出ております。ご説明をお願いします。

事務局

それでは、前回ご指摘いただきました姫路港海岸大江島地区の件につきましてご説明いたします。

前回の審査会で、事務局案に対しまして、事業の継続の必要性に関する意見を委員からちょうだいいたしました。ご意見の趣旨は、現胸壁が防潮機能を果たしており、老朽化の程度がひどくなければ、この胸壁を生かせばいいのであって、護岸を新設する必要はないのではないか、こういうことと承知しております。そのとき、お求めのありました現胸壁での費用比較や残区間だけでのB/Cの算出等について、説明に不備がございましたので、改めてご説明をさせていただきます。そのときに説明が不備だった点についてはご容赦を願いたいと思っております。

まず、おさらいでございますが、網干造船前護岸前出しの案の平面図を今OHPでお示ししております。県としましては、今、高潮対策事業を継続する必要があるかどうかという観点から、スクリーンに提示しています前出し護岸新設案と、現胸壁位置での防潮ライン確保案を再度検討いたしました。

経済比較を行いましたところ、既存の陸閘の老朽化、あるいは不十分な用地の幅、背後地の土地利用状況等を踏まえ、比較検討したものを今スクリーンにお示ししておりますが、この表は、経済比較だけでなく、管理用通路、陸閘の操作などの観点からも比較しておりまして、この結果を見ますと、現在の胸壁位置案、要するに現胸壁を活用するという案では7,400万円かかることとなります。前出し護岸新設案では、前回も申し上げましたように7,000万円ということで、この方が安価となっており、経済性や今後の維持管理面で有利であると我々は認識いたしております。

ただし、現胸壁位置案におきましては、陸閘の取りかえがございませう。さらに、現在工事を進めております護岸との取り合いに必要な経費も含めておりますし、将来的に管理用通路を追加買収あるいはその整備の費用も含んでいるところでございませう。これにつきましては、現在の胸壁を活用する現胸壁位置案の場合は、現在の背後の地権者の方は非常に協力的であるということなんです、将来的に第三者に移る場合があり、そういった場合に果たして胸壁の良好な維持管理がどのようになるのかという不安がございませう。そうしたことから、そのときに再度管理用道路を追加買収

する必要がある、あるいはその舗装等の整備をする必要がある。ということによりまして、こういった経費が算出されました。 したがって、これらの不確定要素を含めまして総合的に勘案いたしますと、将来の維持管理上不安要因が残る現胸壁を活用するという事業で終わらせるよりも、やはり前出し護岸で事業を継続する方が有利であると考えております。

次に、もう一点のご質問でございます。今回残った区間だけを対象にしたB/Cを算定いたしました。前のスクリーンですが、濃い青で塗った部分が今回の残事業がもし行われなければ高潮によって浸水するという区域をお示ししております、面積は約 160haとなります。所定のマニュアルに基づきまして算定いたしますと、B/Cは 6となります。なお、便益は、新護岸供用後の50年ということではなく、もちろん既存の胸壁の耐用年数の期間を省いて算定しております。

以上のことから、委員にご指摘いただきましたことについて、高潮対策事業を継続する必要があるかどうかという観点から、残っている区間の改良計画を再度検討いたしました。その結果、やはり前出し護岸新設によって事業継続の必要があると認識をいたしております。我々としては、管理用通路の備わっていない現胸壁は不十分な施設であるという認識をしております、管理者といたしましては、この不十分な状況を一日も早く解消すべく、事業継続によりまして施設整備を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長

ご質問はございますでしょうか。

委 員

面倒な検討をいただきまして、どうもありがとうございました。費用がさほどというか、逆に高くつくということはよく理解できました。一つ教えていただきたいのは、天端高は現と新規と同じですので、天端高が確保されているということであれば浸水範囲は同じはずなんですが、これはどういうことでしょうか。ある耐用年数を超えた後は、旧の堤防が機能しないからああいうふうにあふれてくると考えられているわけでしょうか。

事務局

はい、そういうことでございます。

委 員

それともう一点は、これは仮定の話で恐縮なんですけれども、例えば現在の造船所がその事業を続けている場合は、もちろん現在の法線を使わざるを得ないと思うんですが、その場合も、管理用道路をつけるという事業を起こされるのか、それとも事業は何もしないのか、どういう形になるんでしょうか。

事務局

現胸壁を残すという案でやった場合ですか。

委 員

造船所が継続した場合は、当然前の方には堤防をつくれませんね。だから、現を使わざるを得ないと思うんですが、そういう場合にも管理用道路を建設されるという事業を起案されることになるんですか。というのは、

管理用道路をつけるということが入ってきた関係で、旧の法線を使う場合には、延長が長いものですから、当然土地代が高くつきますので、それが大分事業費に反映しているようになっていると思うんですが、もし造船所が継続している場合にはどういう考え方になるんでしょうか。

事務局

今のところ、やめておられますが、再開されるとした場合という理解でよろしいですか。

委員

今、やめておられる。

事務局

今はされていません。

委員

そしたら、再開ということ。

事務局

再開されたら、そういう事業を新しく起こす必要があると考えています。

会長

ほかにご質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、追加説明はこれで終わります。本日の議題の方へ入りたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(2) 議案 - 1 再評価、再々評価に係る審議案件 (街路、連続立体、海岸、土地区画整理、都市公園事業) の審査

1) 街路事業 (4 件) の審査

- ・ 審議番号 6 街路事業 建石線 (南郷)
- ・ 審議番号 7 街路事業 山手幹線 (神崎)
- ・ 審議番号 8 街路事業 尼崎伊丹線
- ・ 審議番号 9 街路事業 市川左岸線 (高木)

会長

まず、街路事業が 6 番、7 番、8 番、9 番と 4 つ上がっております。建石線から山手幹線、尼崎伊丹線、市川左岸線、この 4 つにつきまして、細かいご意見は別にいたしまして、大筋として、県が出しております事業継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「 異議なし 」 の声あり)

会長

それでは、それで答申案をつくらせていただきたいと思います。

2) 連続立体交差事業(2件)の審査

- ・ 審議番号10 連続立体交差事業 山陽電鉄本線(明石)
- ・ 審議番号11 連続立体交差事業 JR山陽本線等(姫路)

会 長

次に、10番、11番、連続立体交差、明石と姫路の両方でございます。再々評価でございますが、これも県の原案は事業継続というか、早期に完成ということになっております。大筋では、それでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、これもそのようにさせていただきます。

3) 海岸事業(2件)の審査

- ・ 審議番号12 海岸事業 高潮 姫路港大江島地区
- ・ 審議番号13 海岸事業 侵食 江井港江井地区

会 長

実は、その次が問題でございまして、ただいまいろいろとご質問あるいは追加の説明をいただいたわけでございます。海岸事業でございますが、姫路港と江井港がございます。江井港の方は余り問題なかったように思いますが、姫路港は今日もいろいろご意見をいただいたわけでございます。

いろいろいただきましたご意見はコメントとしてつけさせていただきますけれども、一応事業継続という県の原案妥当という線でもよろしゅうございませうか。それとも、ストップせよということでもよろしゅうございませうか、あるいはこれだけちょっと保留しておこう、次回もう一遍議論しようということでもいいかと思っておりますが、特にご質問いただいた先生、いかがでございませうか。

委 員

当初、民地の利用で、造船所ということで、ああいう法線を決められて一たんつくられたわけですね。それが、利用形態が変わったために、また新たに事業が起こっているということで、そういう民有地の使い方によって公共事業のやり方が変わっていく。それから、当初は非常に法線延長の長い構造物をつくられたということで、いわばこれは民間の事情によって事業が、行政用語で言うなら手戻りに相当するのかわかりませんが、

公共事業の中にこういうことがあるのに若干疑問を持つわけでございます。

これから事業を行われる場合におきまして、公共事業というのは将来のある程度長期的な見通しが必要で、その間民有地がどう動くかなんていうのはなかなか予測もできないわけですが、大きな構造物をつくられる場合には、民間の事情によってできるだけやり直しが生じないようにスタンスで今後の事業を新たにやっていただきたいという附帯的な意見をつけていただければと思います。

会 長

具体的なコメントにつきましては、また改めてご議論いただくことにしまして、とりあえず事業継続受当という線でのまとめをやってよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、まだそういうことで決めたわけではございません、もう一度ご議論いただきますけれども、一応その線で進めさせていただきます。

4) 都市公園事業(2件)の審査

- ・ 審議番号 15 都市公園事業 播磨中央公園
- ・ 審議番号 16 都市公園事業 有馬富士公園

会 長

次の公園事業につきましても、特に播磨中央公園につきまして、いろいろご意見をいただいているところでございます。有馬富士公園の方は余りご意見が出ていなかったというか、それほど強い反対はなかったように思うんですが、播磨中央と有馬富士、両方の公園事業につきまして、県の原案はあと何十億円を積んで事業継続したいというものがございまして、いかがでございましょうか。

委 員

動いているものを無理にとめることはできない部分があると思いますので、お願いということで、こういう機会なので、ちょっとつけ加えさせていただきますと思うんです。

事業が適切なのかというのを結果的に後で審議したり評価する格好になったんですが、今後は、少し前倒しなり、こういった部分的な改定を行う前の段階でこういう場に議論を上げていただけるといいなと。というのは、先ほどの海岸整備と、お金で比較しちゃいけないわけですが、ちょっと比較するのが困難なぐらいの金額をかけている事業であるわけですね。片や、幾ら幾らの事業に関してやるかやらないかの議論ができ、片や、そうでない、莫大な金額に関して、もう動いているのだから仕方が

ないなという感じで私自身、納得させざるを得ないようなことになっているので、なかなか胸におさまりかねる部分があるんです。

今後こういった形にならないように、特に公園事業というのは大きいだけに、全体状況を把握するのが非常に困難だと思いますから、そういう点でいえば、県全体の公園事業の位置づけ、それから時間的にも20年、30年の長期にわたって行う事業の位置づけ、そしてその財源の問題について少し細かに議論できるように、今後は、機会とか、場とか、材料を提供していただくとありがたいと思いますので、ちょっとそれについてお願いだけさせていただきます。

委員

有馬富士公園は問題ないというお話でしたけれども、本当にそうかなと思って、今、会長がおっしゃった後で見たら、出会いのゾーン・ガーデン階段なんていうのは、福祉のまちづくり条例からいうとかなり問題があるんですね。こういうのは、むしろ階段状につくることによっていろんな景観をつくり出そうとしているんですけども、福祉のまちづくり条例は、そういう中でもある程度までバリアフリー化させないといけないというのが条例の趣旨だと思います。したがって、これから新しく整備していくところは、福祉のまちづくり条例の趣旨を十分に生かしてご努力いただきたいと思います。もう一度読んでいただいたら、公園は、都市の公園だけでなくすべて、10㎡の公園というのは公園法ではないと思いますが、すべての面積に対して福祉のまちづくり条例はかぶってくるはずでありますので、どうぞそのあたり、これからご留意いただくようお願いしたいと思います。

それは、先ほどの問題になっている播磨中央公園でも同じようなことだろうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

公園についてちょっとお願いです。今後、少子高齢化ということで、ぜひご配慮いただくとありがたいのは、公園というのは非常に重要なので、どんどんご整備いただくのは基本的に賛成なんですけど、便益の点でアクセスの問題をぜひ意識していただきたい。つまり、いつでも、どこでも車が運転できる年齢層の人だけが利用できる公園という整備ではなくて、公共交通機関あるいは公共交通機関の整備の可能性という視点を十分に盛り込んでいかないと、とてもよいものはつくったけれども、利用がなかなか伸びない、したがってそれに伴う利用率の問題等が出てくる可能性がございます。今後の問題として、特に大規模公園の場合には、そこまでのアクセス、それから園内での移動に関しての事業における整備という視点を盛り込んでいただけますよう、お願いさせていただきます。

委員

播磨中央公園で、特に先ほど委員からご質問があったことと関連するんですが、四季の庭の有料施設の整備事業の説明を改めて読みますと、「植物の成育が思わしくなかったため、調査したところ、土壌の排水性不足、有機質不足が判明し、全面土壌改良をおこなっている」と書いていますね。先ほどからいろんなご意見が出てますように、県では植物の成育に

関する専門家が多数いらっしゃるわけですよ、専門家がたくさんいらっしゃるのに、公園整備をされる、しかも有料の庭をつくられる前に、こんな初歩的なことがどうしてわからなかったのか。そういう疑問が、この説明書からわいてくるんです。

200億円といえば、宝塚ファミリーランド、阪神パークを買収してもまだ余るといような巨額な費用ですからね。これはいろいろあると思うんですが、途中でこういうものがわかってくるのか、最初からわからないのか。公園整備だけじゃないでしょうけれども、事前にわからないのか、この段になってこういうことが行われているというのは、どうしてもこの2行の説明だけでは納得ができない、そのように思います。

事務局

四季の庭の方からお答えいたします。四季の庭の土壌改良につきましては、当初の思惑と違ったのは、やはり有料施設としてはちょっと物足りないのではないのか、このまま有料施設としてサービスを提供するにはなかなか来園数もふえないということで協議した結果、土壌改良に踏み切ったと。そして、その後、その改良の効果も出まして、来園数もふえております。年間約3万人という来園数の増加の記録が残っておりまして、効果はあったと考えております。

それと、福祉のまちづくり条例でございますが、ガーデン階段につきましては、写真には出てないんですが、スロープが見えない部分にあります。おっしゃるとおり、憩いの場所であります公園には、福祉のまちづくり条例をできるだけ隅々まで反映させていきたいと考えております。

それからもう一点、アクセスにつきましては、今、例えば有馬富士公園では建設中ではありますが、管理運営協議会という地元住民、それから利用者を加えた協議会を設けて、その中でもアクセスについてはご要望、ご意見がたくさん出ておりまして、問題意識としては十分持っておりますので、できる限りその方向を考えていきたいということでございます。

それから、公園は長期にわたる事業でございますので、こういう5年ごとの段階整備とか、5年ごとの審査の前での見直しとか精算チェックというものにつきましては、やはり5年ぐらいのペースでチェックなり精算をしていかないと、計画の方もニーズも変わってきて順次、変更や追加も出てこようかと思っておりますので、その辺のこともこれから考えていきたいと思っております。

委員

ついでに、しり馬に乗るようなことを言いますけれども、特に最近、オストメイト対応のトイレを初めから用意してほしいという要望がかなりありますので、初めからつくっておけば、いわゆる「ユニバーサルデザイン」です。後で改良すると、それは「バリアフリー」で、コストが上がりますので、どうぞそういうことも含めてご考慮を願いたいと思います。

会長

いろいろご意見があるかと思えます。先ほど申しましたように、コメントにつきましては改めて文章を作成していくことにいたしまして、案件番号15番、16番16番の有馬富士公園は余り問題がないという言い方をした

ようでございますが、播磨中央公園と比べてと受け取っていただければいいかと思えます。いずれにしても、これは一応継続妥当という線を進めてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

実は、今、事務局から指摘されまして、1つ飛ばしておりました。14番の土地区画整理事業、伊丹の鴻池事業についてです。これは、原案どおり事業継続妥当でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、これもその線で作文させていただきます。

作文につきましては、しばらくお時間をいただきまして、今日お持ち帰りいただく形にしたいと思っております。

会 長

時間も経過しておりますので、議案 - 2、残りしました案件のうちの農水事業に関しましてのご説明を受けたいと思えます。

説明を省略する事業が幾つかございますので、その辺を含めまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

配席図の後ろに審査対象案件総括表がございます。今回の審査対象案件は18番、19番のほ場整備事業、それから33番から35番の林道整備事業、37番のかんがい排水事業の6件となっておりますが、審査の効率化のために、以前もお願いしました平成15年度時点で進捗率が80%以上、または今後3年以内、平成18年度までに完了する事業につきましては、事前に評価調書をごらんいただきまして、ご質問があれば説明をさせていただきたいと考えております。これは前回からお願いしているところでございます。その方法に沿いまして、今回の継続事業の説明は33番、34番、35番の林道整備事業とさせていただきます。他の3件につきましては、説明を省略させていただきます。しかし、説明を省略した案件につきましても、質問等を受け付け、詳細に説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、林道整備事業につきましては、案件数が多いため、説明効率化の観点から、参考資料として配付しております林道整備事業に関する再々評価事業一覧表の中で評価調書の案件を並べております。案件番号順とは異なっておりますが、ご了承をお願いしたいと思います。なお、本日ご説明いたします林道整備事業3件は、平成10年度における再評価では、事業主体である町で実施しました。その後、対象事業の見直しによりまして、県費随伴事業のため、評価対象となったものでございます。詳しくは担当

課長より説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長

農水関係は非常に案件数が多うござひます。省略理由のところでは「ア」と書いてあるのは、80%以上進捗してあります。いろいろな進捗率の計算の方法はあるかと思ひますが、とにかく80%以上進捗している。それから、「イ」と書いてあるのは、あと3年以内に完工する予定で、今さらストップをかけても無理だろうということと、もう一つは、やはりここまで来た以上事業継続が妥当という結論が見えているような点もござひまして、同じような案件は、できるだけ簡素化といひますか、このア、イにつきましては説明を省略して、もしご質問なりがござひましたら、委員の皆さんから出していただくという形にしたいと思ひます。

(3) 議案 - 2 再々評価に係る審議案件（ほ場整備、林道整備、かんがい排水事業）の説明、質疑

- ・ 審議番号18 ほ場整備事業 三木北部地区
- ・ 審議番号19 ほ場整備事業 大沢地区
- ・ 審議番号33 林道整備事業 三日月本郷線
- ・ 審議番号34 林道整備事業 福岡作山線
- ・ 審議番号35 林道整備事業 粟ヶ尾線
- ・ 審議番号37 かんがい排水事業 本庄川地区

会 長

どうもありがとうございます。ご説明のござひました3つの路線につきまして、ご質問はござひますでしょうか。

委 員

2点ほどご質問したいと思ひます。

まず、いずれの案件にも、必要性のところでは、過疎化の進んだ地域であって林業従事者が減少しており、後継者不足が進んでいる、林道を整備すれば通勤時間の短縮その他いろいろ、ということなんですけれども、過疎化、高齢化、後継者不足が、林道整備しますと直ちにそれに結びついて解消するという点については、ちょっと私、よくわからないんです。林道整備に附帯しまして、後継者の養成などについてプラスの方策が必要なのではないか。そういう方策がなければ、林道だけ整備されても効果は期待できないのではないかという疑問を持ちましたので、その点についてひとつご説明いただきたいと思ひます。

それからもう一点は、2番目の案件で、これもさっきの播磨中央公園のような議論が出るかもしれませんが、再評価時点で8億円の事業費が今回9億円と、全体の事業費から見ると非常に高率の増額となっております。5年前に再評価した時点では、やはり8億円で再評価をしていると思ひられます。9億円しかその当時執行してありませんので、8億円

予算規模で再評価したのではないかと読めるんですけども、それが5年たちまして、その間に既に2億円という予算をはるかにオーバーした執行があって、さらに9億円の予算規模であるということで、5年の間にかなりの高率で増額した点については、要するにチェックができないという状況なのだろうと思います。結果的には継続妥当ということになるにしても、5年間のスパンでは、こういう事例はチェックの議論の上になかなかのってこないのではないかと、そういう危惧を持ちました。

以上の2点につきまして、ご説明いただきたいと思います。

事務局

林道を開設しまして、それが高齢者対策に直接結びつくものではありませんけれども、林道をつけるということは、当然のことながら、森林整備を行うことが目的で林道をつけることのみが目的ではありません。最初に図で説明しましたように、林道をつけて、それから作業道を引っ張って、現在どんどんいい機械が出ておりますので、そのようないわゆる高性能機械を導入することによって、森林施業の効率化を図っていった労働力の減少に対応していこうという部分があります。ただし、林道がなければ山に登るのも非常に大変だということで、通勤の短縮にも大いにつながるものでないかと考えております。

それから、2点目の増額部分であります。確かに今言われますとおり、前回の評価については8億円で事業評価を受けております。この理由であります。投資事業評価調書の林道-2-4というところを見てくださいと、に「地すべり地形に対応した構造物」ということで写真を載せております。本来であれば、こういう山側については、特に大きな地すべり現象がなければ、法面を切って種子を吹きつけておけば十分である、もしくは通常のコンクリート擁壁を設置すれば道としては十分利用できるわけですが、大きな地すべりの発生可能性があるということで、このように水通しのよい、またこの枠の中にれきを詰めたとような構造物を設置しております。この構造物、通常のブロックに比べて非常に単価が高いのですが、防災工事も兼用しましてこのような構造物を設置したところから、単価が高くなったということでもあります。

委員

私の方も、委員と全く同感の、ちょっと重なるところのご質問をさせていただきます。

合計3点あるんですが、1点目は、必要性のところに、今回ご説明を賜っている以外の全項目にも同じ文言がございますので、それに関連してもお尋ねしたいと思います。今、委員がおっしゃったことに加えまして教えていただきたいんですが、このように時を重ねつつ林道整備が進んでいるわけですので、林道整備率の時系列のデータを教えていただきたいということがまず一点。それに対応しまして、林業における高齢化率、それから林業従事者の人数の推移、これについて地域別に、今すぐでなくて結構でございますので、教えていただきたいと思います。

ですから、どの項目もそういう必要性というものがあるのは、私も社会状況を見ればよくわかるわけですけども、こういう規模で進められて

いる兵庫県の林道整備が、それこそB / C・費用対効果に出ない部分に関して、時系列でどれぐらいの効果があるかということを知りたいと思ひまして、今申し上げたデータを教えていただきたいというのが一点目です。今回ご説明がなかったほかの項目全部に、アンダーラインを引いた文言がございましたので、それもあって、教えていただきたいということです。

2点目は、この調書に費用割合の違いが書いてございまして、例えば第1にご説明くださいました林道 - 1 - 1のページで、林道整備の事業内容の項目を拝見しますと、負担割合、国50%、県1%、町49%ですね。それから、その次の林道 - 2 - 1では、国50%、県1%、町49%、林道 - 3 - 1も同じくです。今回、ご説明は賜らないんですが、それ以後になりますと、国50%、県40%、町10%という部分と、県単独事業、県80%、町20%と分かれていまして、このあたりの数値がよくわからないんですね。今回ご説明賜っているのは県の負担割合が1%のものだけですので、ご説明のないそれ以下の県単独事業の割合が高いものについても、今でなくても結構ですけれども、教えていただきたいというか、むしろ県負担割合の高い事業のご説明があった方がいいんじゃないかというのが素人考えです。また、この負担割合がどうしてこうなるのかも全くわからないので、教えていただきたいというのが2点目です。

3点目は、林道 - 3 - 1のところで、林業以外のことに関しても林道を地域の振興という意味でお使いになるということで、カキツバタ群落へのアクセスというお話が出ましたが、これは非常に重要なことだと思います。たとえ林道といえども、林業振興に限定しての公益だけではなく、むしろ地域に埋もれているこういったものにいろいろな人がアクセスしやすくなるというのは非常に重要な部分だと思いますので、林道整備によって利用可能になった県内の特産のものとか名勝の地というようなもののデータをもしお持ちでしたら、教えていただきたいし、むしろそういった林業に限定しない地域おこしという視点を林道整備の方でも意識して進められるといいんじゃないか。そのあたりのところをどのようにお考えになっているのか。

以上3点、よろしく申し上げます。

会 長

かなり広範な内容になります。今お手元の資料だけででもお返事できる範囲がありましたら、お願いいたします。

事務局

まず1点目の、林道の必要性についての説明がすべて同じであるというご質問ですが、林道というのは当然、林道をつけることが目的ではなくて、森林整備をすることが目的であります。現在、例えば森林整備の必要性ということからいきますと、一番大きな問題として、地球の温暖化防止ということが言われております。このようなことから森林の整備がますます必要とされている中で、その整備の基盤となる林道の開設が必要でなくなることはないというのが大原則の考え方があります。このような観点から、どの林道もほぼ同じような表現になっているのが現状であります。

それから、2点目の高齢化について、担当から説明します。

事務局

林業賃労働者の年齢別人数を今、OHPの方で出しております。平成13年度現在の統計がございまして、全県で1,452人、これが平成9年の折には1,650人ございました。このようにどんどん林業賃労働者人口が減ってきておりまして、また高齢化率にいたしましても、1,452人のうち774人が60歳以上と高齢化しております。現在、新規労働者で、20代とか40代がなかなか入らずに、50歳以上で1,000人以上になっております。

こういう形も含めまして、林道によりまして作業場である森林に行きますアクセスの改善を行うこと以外に、森林を手入れする人間がいなくなるのではないかと、だから労働環境をよくするということが一つの事業体としての責任であるかと思うんですが、零細な事業体としてはなかなかそこまで行けないので、そこに公共事業である林道が入ってくる余地があるのではないかと考えております。

事務局

それでは、3点目の質問の費用割合についてであります。今日説明しました林道につきましては、町が施行主体でございまして、国の補助が50%、県が1%、残りの49%についてはすべて市町の方で負担しているということになります。

次のページからいろいろ負担割合が変わっているわけですが、この3路線以外については、残っているのはオール県営の事業であります。そのようなことから、国に定められました補助金の交付要綱等に從いまして補助率が決められております。それから、過疎法によりまして補助率の区分が変わっておりますので、そのようなことからいろいろ変わっております。また、新しい制度として、ふるさと林道制度等もありますが、これについては表がないとご説明申し上げにくいので、次の機会に全部資料をまとめさせていただきたいと思っております。

それから、林業以外の利用についてであります。簡単に写真により説明させていただきます。

事務局

(OHPにて)一番上は美方町の林道でございまして、美方町の国道と町道を結んでいる管理道です。ここで毎年、町主催の残酷マラソンというマラソン大会が行われまして、但馬の氷ノ山の方ですが、ノルディックスキーを楽しむという林道の使われ方であるとか、秋のハイキングをするとか、モミジを楽しむ会とか、そういう形の使われ方などいろいろされております。また、現在もかなり古くに開設された林道が、自然が戻ってまいりまして、子供たちの環境学習にどのように役に立てるだろうかということも林道の一つのテーマとして考えております。

委員

お願いした地域別のデータを次にぜひ。地域別で林業従事者の人数比率を地図の上に落としていただけるとうれしいなと思えますし、時系列は10年単位ぐらいでよろしいので、林道整備の推移みたいなものをやはり地図に落としていただけるといいなということと、3点目の質問で今貴重な

写真を見せてくださったんですけれども、できたら林道利用というもののケースを一覧表にして、次回で結構ですので、教えていただければと思います。

会 長

ほかにもいろいろ資料提出のご要求があるかと思います。今日でなくても結構です。できるだけ早いうちに、事務局の方へファクスでも電話でも結構でございますから言っていただきますと、担当課の方で用意させていただきます。

委 員

順番を待っている間に大体なぞは解けてきたんですが、林業の便益を考えますと、その地域の方たちだけの便益ではなく、漁業をしている方にまでも及んでくるというくらい大きな問題ですので、この必要性は非常にあるかと思います。

ただ、ずっと拝見している中に、各町の審査会というのがございます。今のご質問の中で、県が1%で、町が主体であるので、町でそういうのをつくられているんだなということがわかってはきたんですが、逆に言いますと、県が主体になってほぼ80%の割合でやっておられるところでは、説明の中にはその審査会という言葉が見つからないんです。私は、こういう審査会で意見が出てというのは、また戻りますが、例えば先ほどの播磨中央公園でも、5年ごとにチェックしていきますというお答えをいただきながらも、まだちょっと胸に納得いきかねるものがあったんですけれども、こういう地元で審査会をつくっていただいて、本当に要望が生かされたり、必要であるか必要でないかというのを審査された上であるというのは、非常に重要なことだと思います。県主体のところでは、下線が引いてないだけで審査会を設けられているところもあるようなんですが、この構成員は地元で直接受益なさっている方たちだけなのか、あるいは先ほど言いましたように本当に大きな問題ですので、漁業者が加わっているとか、その審査会のメンバー構成はどういった感じで作っておられるのかだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

現在のところ、町の評価委員会は、町内の学識経験者並びに林業従事者、その他林業に関係のあるメンバーで構成されておりまして、少なくとも県営事業ではない分、今回の市町営の分につきましては、その他の漁業従事者等の評価はいただいてはおりません。

この3点以外の林道につきましては、県営事業ですから、次回改めて説明させていただこうと思うんですが、1回目の評価は5年前、この評価委員会で評価されているものです。

それから、1点目の便益の話についてであります。最初に配られました追加資料の中に各事業の費用便益費算出根拠一覧というのがあります。林道につきましては、このようなことを考えて便益、費用を算出しております。例えば、表の最後に林道事業として便益の項目が上がっておりますが、水源かん養、山地保全、環境保全等があります。主なものを申し上げますと、林道というのは、林道をつけること自体で効

果があるのではなくて、森林整備をすることによって効果があるわけです。例えば森林整備をされますと、水が地下に浸透するものですから、森林があることによる地下水の浸透効果は裸地に比べて2倍から3倍あると聞いております。そのようなことから、洪水調整等が図られるわけです。もう一点は、渇水期の水で申し上げますと、森林があることによって、渇水期は約6倍の水が流れるというデータが出ております。例えばもし森林がないものとして、水をどう調整するかというと、それはダムによって調整していくわけですが、そのダムに要する費用を便益費として上げております。林道がつくことによって、森林整備がされないとだめなわけですから、ダムをつくる費用の2分の1を林道の便益費に上げております。

山地保全便益ということで申し上げますと、例えば山に木が生えていると、裸地に比べて土砂の流出量が約150分の1で済むという効果が出ております。そのようなことからいきますと、森林整備がされなくて土砂が流れ出すものとするのとダムをどのようにつくらなければいけないかというようなことから費用を算出しまして、その2分の1を便益として上げております。

それから、環境保全効果ということで申し上げますと、例えば木があれば当然CO₂が固定されていくわけですが、今、科学的にCO₂の固定を図るのであればどのくらいお金がかかるかということで算出しております。その費用の2分の1を算出して、林道の投資費用と比べているということです。

以上、簡単ですけれども、3点だけ申し上げますと、そのようなことになります。

委員

今の説明が非常にわかりやすかったですものから、先ほど委員から出たご質問で、必要性のところに、今のような間接的な便益があるということをやっと入れておいていただい方がわかりやすいんじゃないでしょうか。我々は資料を2つ突き合わせて、今のご説明で大変よくわかりましたので、同じ文章が並んでいることにちょっと違和感もあったものから、ぜひ盛り込んでいただければと思います。ありがとうございました。

委員

先ほどお話がありましたB/Cのことを説明いただきまして、よくわかりましたけれども、事業によって外部的なこういう効果を算定するのと、ほ場整備とか農道なんかのように、むしろその事業の目的、この場合でしたら林業の振興とか、農業の振興とか、それへの直接的な効果がどれだけあるかということに絞って評価しているのがあって、最初にもお話がありましたように、このB/Cというのは違う事業の評価はなかなかできないという気がしております。それで、今回の場合は、そういう環境への影響をかなり算定されておりますので、B/Cが比較的大きな値になっているかと思いますが、この事業自体は、林野庁関係の事業になるんでしょうか、砂防になるんでしょうか。

事務局

林野庁関係の事業になります。

委員

少し話は違いますけれども、他府県の例で耳にしておりますところでは、林業の状況が非常に悪く、林業家の方が伐採をただけで、夜逃げをして、後の植林をやらないというようなことで山が荒れていく、そういう例を聞いております。兵庫県の場合には、そういう例は余りございませんでしょうか。

事務局

林業全般についての話であります。今ご指摘のとおりでありまして、今、木材価格が非常に低迷している。例えば木一本切っても、市場に持ち出して1 m³ 8,000円とか1万円という単価でありますから、木を切って植えるという以前に、民間で利益を上げるということからは、伐採して出すこと自体ができなくなっております。むしろ市場で売る単価よりも労賃の方が高い。そのようなことから、林道ができればその費用は約半分ぐらいで済むことから、木を切って出すことに関しても林道整備が必要だと考えています。恐らく、単価につきましては、林道周辺であれば半分で済むものと思っております。

それから、造林についてであります。現在、兵庫県の課題でいいますと、例えば造林しましてもシカに食われる被害が非常に多いものですから、今の伐採をすることがなくなったということに加えて、いろんな被害の関係から、造林事業についてはほとんど進んでいるということはありません。

委員

林業の発展につながるような形で道路が生かされることを願っております。

委員

日本の林業は非常に深刻な状況にありますので、そういう意味で、林道を整備することによって産業振興という立場から効果を期待するということもあるのでしょうかけれども、森林は、今の高齢化とか林業従事者の減少を考えると、そんなコマーシャルベースだけの効果を考えるとはどうもいけないだろうと思えます。

この委員会の最初にも申しました便益の考え方ですが、そういう林業面での生産性の増加だけではなくに、例えば仮にビジネスとして全然成り立たなくても、森林というのは防災・環境面でやっぱり保全しないといけないわけですね。そういう意味で、防災・環境面での効果というものも……。先ほどのお話では入っているというご説明がありましたが、この評価書を見ると、例えば環境適合性でも、林道を通すことによる環境変化を最小化するという表現になっておりまして、むしろ森林整備に伴う環境整備効果みたいなものはうたわれていないので、そういったものや防災面でのことも、先ほど必要性の中に含めたらどうかというご意見がありましたが、そういう意味で書き直していただいたらどうかなと思えます。

ちょっと気になりましたのは、先ほどの森林の効果で、湧水期に流量が6倍になるとか、森林がダムにかかわると考えて2分の1ぐらいの値段を考えているとか、そのあたりは例えば河川部局の方は議論したいところ

なのではないかと思うんですが、それが当てにできるんだったら河川の方も苦労しないと思うんですね。むしろ、森林の整備が例えばダムの方の2分の1だというようなことがひとり歩きすると、ダムはつくらなくていい、森林を緑のダムにしてという、一般によくはやっている議論になってしまうわけです。

林野庁が当初そんなことを言い出したのかもわかりませんが、今ではもう林野庁自身も、緑のダムなんていうのは言わないわけです。緑のダムというのはちょっと言い過ぎていたと多分認識されて、森林とダムが両輪で治水効果を発揮するとか。そういう森林の機能の科学的な知見が得られていない段階で、濁水流量が6倍というのは、そういう観測もありますけれども、それは一般論というか、それがひとり歩きする方が多分怖いと思うんです。ましてや、それを便益の中に実際に数値として盛り込むというのは果たしていいのかと、非常に疑問を感じました。

事務局

今ご指摘いただきましたことではありますが、確かに、水源かん養とか防災機能というのは、例えば地形、地質、植生の状況、そのようなものでどんどん変わってくるわけですから、厳密に多くの場所で調査できているものでもありません。まず一項目だけとらえても、非常に難しい観測データを集めなければいけないものですから、例えば先ほど申し上げましたのは、今、林野庁の方で、どこどこというのではなくて一般的にこのようなデータがあるということで、ちょっとお話しさせていただきました。6倍というのも、あるところの観測データからだと聞いております。確かに、各地形、地質によってどうだと言われると、我々もそのところは明確なデータは持っておりません。

委員

言いたいことは、例えば県という立場からそういう情報が一般に出たときに、一般の方はそれを信じるわけです。そして、例えば河川の事業をするということになると、その意見がまたフィードバックされてくる。ところが、森林の機能を河川の治水計画とか利水計画の中に今のようには組み込めないわけなんですね。ですから、そのあたり、便益の中に入れることはもっと慎重にする必要があるかと思えますし、そういう情報を発信することの説明責任と申しますか、少なくとも庁内では、河川部局もあるわけですから、ある程度見解を統一しておいていただいた方が、どちらの事業を進めるに当たってもいいんじゃないかと思えます。老婆心ながら、申しわけございませんが。

委員

一つだけ、非常に単純な質問なんですが、林道の便益の中の3つ目に、環境保全便益、林道をつくることによって環境が保全される便益があります。しかし、一般的に、こういう小さな林道はわかりませんが、例えば大幹線林道の場合は、しばしば各地で起こっていますように環境破壊をもたらす。これは随分反対運動もありまして、現実に保全されたところもあるわけです。

例えば、三日月本郷線で8,730mの林道を整備されるのに、具体的に

どれぐらいの緑がなくなるのか。そのことが、厳密に言えばこの環境保全便益の中にどのようにマイナス要素として組み込まれているのか。私は、林道という道をつくるのに、ここに説明があるようにいろんな意味合いがあると思うんですけども、環境保全便益の説明の中にそういった観点が織り込まれているのかどうか、その点について説明をしていただきたいと思います。

事務局

まず一点、環境保全についてのお話であります。確かに昭和50年ごろには、そのときは大幹線林道と言ったわけですが、ブナ林を破壊するというようないろいろな問題がありました。そのようなことで、今は逆に、林道といいまして、これは1車線の幅員4mもしくは5mの道ですから、県道とか国道のように2車線、3車線とあるものではありません。少なくとも幅員が4ないし5mの林道がどれだけ環境に悪影響を及ぼすのかということにつきましては、我々から言いますと、この延長掛ける0mもしくは0mが裸地化していきますが、道として利用していくわけですから、面積的には、この林道を利用して森林整備が図れる面積に比べると、林道による裸地化した面積は非常に少ないものだとは思っております。

それから、これは林道をつけて何十年後という話になるかもしれませんが、将来大きな木が生えてきて枝を張るようなことがあれば、幅員4mぐらいのものなら、特に上の方については鬱閉されてしまうものだろうとは考えております。そのようなことから、今、委員の発言にありましたように、マイナス便益というようには今のところ考えてはおりません。

委員

素人に教えていただきたいんですが、今、林道をつくる中で、木材生産便益ということがあります。これはよくわかるんですが、今日説明のないのも見ましたら、この写真に載っているほとんどがスギですよ。ヒノキもあるのかもしれませんが、私たちのような素人は、本来山というのは、ほっておいたら、いわゆる自然林に戻って原生林になって、一番安定した形で水を蓄えたり環境を保全していくのではないかと。まあ素人の考えですね。産業としての植林で、割合地すべりを起こしやすいような根の張り方をすると一般に言われているスギとかそういうものばかり植えていったら、本当の意味の環境保全ということとどうなるのか、その辺をちょっとわかりやすく教えていただけませんかでしょうか。

事務局

林道を利用しました整備面積については、各林道、例えば300haとか1,000haとかあるわけですが、全部が全部スギの人工林というわけではありません。中には広葉樹のまま残されたところもあります。今、林道の保全からいきますと、以前は木材を利用するということから考えていたものですから、スギを植えて育つところにはスギを植えましたけれども、山のてっぺんの尾根筋の表土の浅い、とてもじゃないがスギが育たないようなところについては、無理して植林していることは少ないと考えています。幾らかはありますけれども。

それから、今言われましたように、スギの木を植えたから山が崩れやすいということではありません。これにつきましては、スギの木単木で生えているもの、広葉樹単木のもを、おのおの例えばクレーン車等で引っ張りますと、やっぱり根の張りぐあいは同じようなものでして、針葉樹と広葉樹によって差はありません。ただし、今、非常に問題となっていますのは、スギを植えて整備しなければ、当然真っ暗になって表土が流れ出すこととなります。これは大問題で、まさしく今、兵庫県がそうなっているわけですが、スギの木自体に問題があるのではなくて、スギの木を植えて手入れしないのが問題であるというようにご理解願いたいと思っております。

それから、山をほっておけば、最後は原生林になって安定するという話でしたけれども、この辺の山は、ほっておくと、例えば松のような木が飛び込み、それから徐々に常緑樹に変わっていくわけで、ここは温暖帯ありますから、植生はクスノキとかカシというのが最終の林型になります。ただし、今我々が思いますに、果たしてクスノキやカシが生えたからといって山が安定するのではなくて、そのような植生になれば、今度は逆に日の光が全く地表に届かない状態が起こりますので、それはもう一回崩れて、また一から草が生え、松が生えというような循環を数百年というサイクルで繰り返すものだと考えております。ですから、ほっておくというのではなくて、やはり今の日本の山については、現状崩壊しないようにするには、常緑樹にしましても幾らかの手を入れる必要があるんじゃないかと考えております。

委員

最初のころに他の委員から、これまでの兵庫県の林道整備の歴史的な経過の資料あるいは地域別の林業従事者の推移、そういう資料も出してほしいというお話でした。そういうことともかかわりますが、便益を考える場合には、非常にいろんな要因があるということなんですね。産業、地域、防災、文化、人々の暮らしとか、いろんな要因がある。そういう中で、これまで兵庫県は、実のところ林業というのは振興の方向には向かってないような状態にもあるというお話もありました。

ですから、兵庫県が林業というものに対してどのように構える中でこういう林道という公共事業を行うのか、その辺の大前提の県としての姿勢のようなものを明らかにしてくださったら、便益を考える場合ももう少し秩序立てて考えられるのではないかと。そして、縦割りになっている各政策部局間の意見の調整もされながらご提案いただければ、もう少しよく考えられるのではないかともしました。感想だけです。

委員

いろいろお話をお聞きして、ちょっと感じるごとと、それから一、二質問させていただきたいと思っております。

一つには、必要性ということで書かれております文章があります。これを見ると、なるほど林道の整備が必要であることがわかるわけですが、実は私の頭の中で、事業の目的に書かれている「森林の多面的機能の持続的発揮や山村地域の活性化・振興を図ることを目的として整備する」

ということと、いささかつながらない。先ほどのいろんなご意見の中でも、果たしてここを整備して労働環境が改善されたから産業としてこれから伸展するのかどうか、人が集まるののどうかと。それは、森林作業者がふえるののどうかということもありますし、環境問題もありますし、そういう意味で、この「森林の多面的機能の持続的発揮」は一体何をお考えになっているのかということについては、先ほどのご説明で少しわかったんですけども、もう少しこれを教えていただきたいし、また林道整備で山村地域の活性化・振興をどのようにお考えになっているのか。これが第1点目の質問です。

2点目は、4mの幅員の道路と5mがありまして、5mは森林基幹道だという認識でいいかと思うんですが、そうすると、この道路についての何か規格があるのか。林道の中でも、基幹道と普通の林道とでは幅員の違いがあるということですが、ほかに何か規格があるのかというのが2点目の質問です。

3点目は、事業費コストの縮減の中身について、「路肩幅の縮小などによる」ということで、すべてのところで大体こういう表現で書かれているわけですが、そうすると、林道をつくるコストというものは一体どういうもので構成されているのか。路肩幅だけではなく、ほかにもコスト縮減の具体的な内容があるのかと思いますので、その辺についてご説明いただければと思います。

事務局

まず1点目の、多面的機能の発揮と活性化ということがつながらないのではないかとご質問でありましたけれども、少なくとも林道というのは、開設目的としまして、当然林業の振興が一点になります。それから、森林整備による環境保全が2点目の大きな目的になります。それからもう一つは、道がつくわけですから、集落と集落がつながること、もしくは林業が盛んになること、環境が保全されることによって、それを利用する人々にも訪れていただける、このようなことから活性化につながるものではないかと思っています。

今からはむしろ、林業の振興というのは余り多く望めませんので、森林を保全する、例えばきれいな水があり、きれいな空気があって、多様な動植物が生息していることが地域の活性化になり、それによって都市住民の方に来ていただくことによって活性化につながると考えてはおります。

2点目の規格の問題であります。林道は、次回説明させていただこうと思っております。県営林道と今回の市町営による林道とは規格が違っております。幅員もそうですが、例えば林道の最急勾配、それからカーブを曲がるときの最小半径をどのくらいにするか、自動車が幾ら速度を出せるかというようなことから、当然、基幹的な林道と今回の管理的な林道では規格が違っております。

それから、コストダウンについてであります。路肩の縮小ということをお申し上げしたのは、林道で一番多く手を要するのは、当然山の中に道を切っていくわけですから、土量の切り盛りが非常に大きな要素を占めます。そのようなことから、路肩を縮小して幅員を少しでも狭くすると、

工事もやりやすく、またコストの面からも縮小ができるということが一点。あと、林道開設に要する費用としましては、例えば土質が悪いところに若干擁壁を設けたり、それから排水をよくしておかないと林道で災害も起こるものですから、排水関係が林道開設の主な費用を構成するものと考えております。

委員

2つ質問させていただきます。最初の質問は農林水産局の方にお答えいただいて、あとの質問は、どなたにお答えいただいたらいいのかわからないんですが、再々評価のあり方についてお答えいただける方にお答えいただきたいと思います。

今の三日月本郷線の林道は再々評価で、平成10年にこの評価委員会で継続してよろしいという結果が出たんですね。その後、この事業を取り巻く社会的環境、経済的環境、その他の環境、何の変化もないけれども、国土交通省の指示によって機械的に、まだなお継続しているので再々評価になっている。そのときに、第1回目の再評価で継続してよろしいと言われた結論が何の変化もないのに、また同じことをやるんですかということが第一点。つまり、この再々評価票の記入項目が、その他の社会的変化とか、前回の再評価結果とか、そういうことが入ってないフォーマットになっているから、皆さん、1回目で議論されたことをもう一回議論される。これは再評価の効率性としては非常にむだではないかと思うわけですね。これは、農林水産局の方に答えていただかなくても結構です。その質問は再々評価のあり方に対する今後の問題提起として、県のお考えをお聞きしたい。

もう一つは、前回再評価した平成10年のときに、林道 - 1 - 2 の図の前回再評価時のルートで、このルートが最適なんだというご説明をされたと思うんです。その後、町の方で評価されたら、こんな最適と違ってこっちの方がいいというように変えられたと。だから、県の方も変えることで承認しているから、ここでも承認してほしいというご提案の仕方だと思うんですが、これはなぜ変わったのか。第1回目のルートを決められるときに、町の方とは十分お詰めになっていなかったのか、あるいはどなたも気がつかなかったのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

事務局

三日月本郷線のルートの変更についてご説明申し上げます。この地図にありますように、当初、ブルーの線の方に行こうと思っておりました。これについては、町も県も納得していたということであります。その後、いろいろ降雨等の問題がありまして、この河川が非常に荒れたという経緯がございます。それで、この下では今砂防事業がされていると聞いておりますが、林道を開設するに当たって、土砂崩壊を起こすような河川の方に向かって林道をつけていくのは、コストの問題もあるし、防災の問題もあるということで、再度見直した結果、手前の赤い路線の方が最適であると判断したわけです。ただし、山の効果のみを考えますと、ブルーの方が利用価値があったかもしれませんが、いろいろ川の状況、土質を考えて、コストの問題もありましたけれども、赤の方に変更したということであります。

委 員

了解できました。そうしたら、「進捗状況」の中に書いてある文章は、コスト縮減のためにルートを変更したと読めたものですから、結果としてはコスト縮減になったけれども、工事を進めているうちに、実は再評価した5年前の状況とは変わってきたんだ、周辺の状況の変化のところで再々評価をしておく必要があるんだという書き方をしていただいた方が、はるかに再々評価の意味があるんじゃないかと思うんです。今後のフォーマットのあり方も含めて、その辺、少しご検討いただけたらいいんじゃないかと思います。

会 長

残事業量が6年になっています。ほかのところにも5年を超えるのが随分あります。ということは、少なくとももう一回、この委員会にかかる可能性が大きい。しゃべり出したついでに申し上げますが、これで残りパーセントを考えてみましたら、この残事業の年度と必ずしもパラレルにいてない。残りがごくわずかなのに非常に長い時間がかかりそうな件もあれば、かなり残っているはずなのに2～3年で片づきそうな書き方がしてある。その辺、県営事業のこともございますので、また次回にでも検討結果を、なぜこうなったかというのをご報告いただきたいと思います。

ほかにもいろいろあるかと思えます。実は私もたくさんあるんですが、これもかなり議論になりそうなので、一応林道のことはここで打ち切りたいと思います。

林道はかなりたくさんありますので、説明も省略してまいりましたが、少なくとも残っている林道のところで、ここはちょっと気になるから説明してほしいということがございますでしょうか。特にないようでしたら、事務局の方で追加の説明をお願いいたします。

事務局

先ほど委員からご指摘いただきました全般にかかわる再々評価のあり方について、お答えしたいと思います。先生のご指摘のとおりでございます。今回、実は初めての再々評価ということもありまして、再評価と再々評価の調書の書き方にどのような違いをつけたらいいのか、我々も実は悩んでいたわけでございます。前回の評価の結果を前提として、この5年間のどんな変化を踏まえて、今どう考えるのかというあたりをこの調書の中でうまく表現できないかということで、実はいろいろと検討したわけでございますけれども、結果として、余り差異がよくわからないような書き方になっている向きもご指摘のとおりでございます。フォーマットも含めて、一度検討させていただきたいと思います。

会 長

ご検討をお願いいたします。ほかの事業でも結構でございますが、ご質問はございますでしょうか。先ほども申しましたように、もう一回目を通していただきまして、この資料が欲しいということがございましたら、事務局の方にご連絡をお願いいたします。それに合わせまして、次回、追加の説明を求めていきたいと思えます。

(4) 議案 - 3 公共事業等審査会審査結果の協議

会 長

第3回から第5回の審査結果案をお配りいたしました。実は内輪のことを申しますと、これは今日のお昼につくったものでございまして、第5回に関連します具体的な案件で申しますと12、15、16は、今日のご議論は全然入っておりません。申しわけないんですが、これは消しておいて、もう一遍作り直すとお考えいただいた方がいいかと思えます。

作り直しましたものは、できましたら、今日の農水、林道関係も含めまして、またファクスでお送りしたいと思います。12、15、16につきましては、できるだけ早く、2～3日のうちにでも作り変えてお送りします。これの具体的な議論は、次回にさせていただきたいと思えます。このところは、慌ててまとめましたので、私はこう言ったのに入ってないやないかとか、私はもっと強い意味で言ったとか、逆さまのとり方をしているというのは随分あるかと思えます。

ただ、今までと違いますのは、まとめ方が、例えば2のところですと、から までを一つにまとめてございまして。ご審議いただくときに申し上げましたが、同じような事業が続いていて、しかも再評価でございまして、まとめられるところはできるだけまとめるという方向で、原案のもう一つ前の素案のようなものをつくっていただきました。この頭に前書きが入りまして、後ろに今日あるいは今度ご議論いただくことの各論が入る。そのうちの道路事業からの再評価、再々評価のたたき台、原案まで行かない、素案まで行かない、思いつきメモだと考えていただいて、これは思い切り直していただく。とにかく項目が多過ぎまして、途中で何か話が出てきても、いつの話だったかということが時々ございまして、とりあえず一段落つけようというだけのこととございまして。

本来なら、ここで事務局の方で読み上げていただいて、一応のご承認をいただくべきでございまして、時間もございませぬし、もともとつくってございましてはメモだというようにいたしました。ここで読み上げていただくより、お渡ししておきますので、ほかの資料ともども目を通していただきまして、次回までに、このところは気に入らん、ここはもっと強く書けとか、これは間違いやないかとかご指摘いただいたら、直したいと考えております。よろしく願いいたします。最終的な答申につきましては、当然最後に皆さんのご議論をいただきます。

続きまして、次の大物は河川・ダム事業でございまして。これについては、ちょっと予習をしておいた方がいいんじゃないかということで事務局と相談いたしました。それと、武庫川ダムの現地視察を考えておりますので、その点を含めまして、河川、ダムにつきましては、若干予習というか、こういうことなんだというのを頭に入れておいた方がいいと思えます。少しのお時間をいただきまして、河川・ダムについて担当課の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

配付しております参考資料をごらんいただきたいと思っております。A3縦長の「河川・ダム事業に関するH15年度公共事業等審査会対象事業（再々評価）」について、ご説明させていただきます。

まず、評価対象から外れたものがございます。これにつきましては濃いぼかしと薄いぼかしを入れております。平成10年度に再評価をいただきました河川、ダム、62事業あったわけですが、このうち濃いハッチの部分の事業完了したものが13事業ございます。それから、中止、休止中の事業が2事業の計15事業。そして、さらに今回の再々評価に際しまして、加古川中流工区において評価対象工区に統合して2つの事業が減ったものですから、計17事業が評価対象外。そして、このほか、第2回公共事業等審査会でも説明させていただきましたが、河川整備計画の策定済みのものにつきましては、継続事業の審査が行われたものとみなすということになっておりまして、そうした事業が17事業ございます。薄いぼかしをかけて、備考の欄にも書いております。これら計34事業は、評価対象から外れております。この結果、残る河川27事業及び武庫川ダムの合計28事業が今年度の再々評価対象事業となっております。次回19日の第6回審査会から審査していただくことになっております。

下のダム事業についてですが、武庫川ダム以外のダム事業、薄いハッチの生活貯水池5ダム、それからその上の石井ダムと合わせて6ダムに関する事業につきましては、今年度の評価対象ではございません。ダム事業に関しましては、ご承知のとおり、社会的な関心が非常に高いことから、河川整備計画でのダムの位置づけ、それから流域委員会などでの検討概要などについて、今年度の審査会でご報告させていただく予定としております。特に、武庫川ダムにつきましては、平成10年度に当審査会におきまして事業継続受当のご判断をいただいておりますが、住民の理解を深めるために、早急に関係市とともに地域の住民を含めた対話行政を進めるなど、情報公開を含めた広報活動の強化に努力すべきであるという附帯意見をいただいております。今年度の再々評価に際しましては、武庫川下流工区とともに9月9日に現地を見ていただき、19日の第6回公共事業等審査会で詳細な説明をさせていただこうと考えております。

なお、現在、武庫川に関しましては、河川整備計画策定に向けて検討、議論が鋭意進められております。本県といたしましては、武庫川ダムにつきましては、委員の先生方も既にご承知とは存じますが、ゼロベースからの検討を行うことを表明しておりまして、河川整備計画でのダムの位置づけをもって判断したいと考えております。このため、平成10年度に事業継続を認めていただいた武庫川ダム事業は、現時点では河川整備計画の策定に必要な調査に限定して継続していきたいと考えております。今年度の再々評価に当たりましては、その調査継続の妥当性を審査していただきたいと考えております。

それでは、現地視察や今後の審査の事前の予告編的な説明になりますが、2点ほどにつきまして、河川計画課の方から説明させていただきます。1つ目は、河川整備計画の策定手法と県下の策定状況など、河川整備計画

とはどんなものか、2つ目は、武庫川における河川整備計画策定に向けた取り組みの経緯、予定、現在どのような検討が進められているかなどについてご説明しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

それでは、事務局から、今申しましたように、河川整備計画の策定手法、それから武庫川の河川整備計画策定に向けてどういった取り組みをしているかという状況につきまして、ご説明させていただきます。

先ほどの参考資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。前の方のOHPにも上げておりますが、これは明治からの河川法の改正の流れを映しております。最近では平成9年に河川法の改正が行われまして、大きく2つの事項が改正されております。1つは、河川法の目的としまして、従来の河川法では治水と利水を目的としておりましたが、今回の改正で、新たに河川環境の整備と保全という視点が加えられまして、治水、利水、環境の総合的な河川制度の整備を進めることとなりました。2つ目は、計画制度の見直しでございます。河川計画を策定する際には、地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されたということでございます。

6ページをごらんいただきたいと思ひます。これまでの河川制度と改正河川法での新制度を対比して上げさせていただきます。

上段の旧制度では、河川工事の基本となります計画として、工事実施基本計画を定めておりました。下段の新制度では、工事実施基本計画を2段階に分けまして、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定めます河川整備基本方針と、具体的な河川整備に関する事項を定めます河川整備計画に区分するとともに、河川整備計画の策定に当たりましては、学識経験者や地方公共団体の長の意見を聞くことはもちろんでございますが、関係住民の意見を反映するために必要な措置を講ずることが明記されております。

河川整備計画は、今後20年から30年間で具体的な河川整備の内容を定めることとしているものでございまして、この中で、目標としまして治水、利水、環境の視点から定め、これらを総合的に考慮しました上で具体の河川工事や維持の内容を定めることにしております。このため、県としましては、地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じました河川整備計画とするため、環境、河川、歴史、文化など幅広い分野の学識経験者や地域住民の皆さんから成ります委員会等を設立して検討することといたしてございまして、事業評価の視点でもございまして事業の必要性につきましても、この委員会等で議論されております。この際に、委員会等で使用しました資料や議事録も公開をしております。議論の透明性についても確保されている、このように思っております。さらに、委員会等でご意見をいただいて作成しました河川整備計画案につきましては、県民意見提出手続、いわゆるパブリックコメントによりまして広く住民意見を募集させていただき、これらの意見も踏まえた河川整備計画案を再度委員会等で検討していただくとともに、流域市町長のご意見をいただきまして、最終の河川整備計画を策定することにしております。

また、河川整備の基本となります河川整備基本方針につきましては、

河川法では河川審議会に諮って定めることとされておりますけれども、兵庫県におきましては、この基本方針案も、パブリックコメントにより住民意見募集を行いまして、これらの意見を反映した基本方針を策定することといたしております。なお、さらに流域規模が大きい水系、例えば千種川とか武庫川などにつきましては、地域住民の意見の多様性を考慮させていただきまして、河川整備基本方針の段階から住民意見を聞くために委員会等を設立して検討することといたしております。

次に、現在の河川整備基本方針並びに河川整備計画の策定状況につきましてご説明いたします。資料の7ページをごらんいただきたいと思います

現在、県内には、一級河川が5水系、二級河川が92水系、合わせまして97水系が指定されております。河川整備計画は、原則として水系ごとに策定することになっておりますけれども、水系数が非常に多いこともございまして、現在事業中の水系や、新規事業を予定しております水系から優先的に策定していくこととしております。

計画の策定順序としましては、まず河川整備基本方針を定めてから、次に河川整備計画を定めることとなります。基本方針の策定者としてしましては、一級河川は国が定めまして、二級河川は県が定めることになっております。また、河川整備計画につきましては、一級河川のうち県が管理する大臣指定区間と二級河川について、県が策定することになっております。

まず、河川整備基本方針でございますが、7ページにも記載しておりますように、平成15年度までで、新湊川を初めといたしまして、合計8つの水系で策定済みでございます。さらに、現在、19の水系で検討中、もしくは検討を予定しているところでございます。この中で、武庫川、千種川では、先ほど申し上げましたように、基本方針の段階から委員会等を設立しまして検討しているということとございまして、現在、武庫川では、武庫川委員会設立の準備会議を設置し、検討中でございます。また、千種川では、昨年、既に千種川委員会を設立し、検討しているところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。河川整備計画の策定状況でございますが、県下の一級河川5水系の大臣指定区間につきましては、流域面積が非常に広いこともございまして、記載のとおりの10の圏域に分割して策定させていただいております。現在までに、円山川で2つの圏域、加古川1圏域、由良川1圏域の合計4つの圏域で河川整備計画を策定済みでございます。また、加古川下流圏域につきましては、現在、案ができて、認可申請中でございます。残りの5圏域のうち加古川中流圏域と揖保川圏域につきましては、現在、懇談会等を設置して検討しておりまして、残り3圏域についても引き続き委員会設立を準備している、こういった状況でございます。

二級河川における整備計画の状況でございますが、この整備計画は、先ほど申しましたけれども、基本方針を策定した水系から順次やっていくこととしておりまして、現在まで、新湊川と法華山谷川の2水系で策定済みでございます。また、富島川、大津川の2水系につきましては、既に委

員会で検討していただき、パブリックコメント手続も既に終わっております。現在、国への同意申請の手続を行っているという状況でございます。

今後も引き続きまして、河川整備基本方針の策定が完了した水系において委員会等を設立して、河川整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、武庫川の河川整備計画策定に向けました取り組み状況についてご説明させていただきます。9ページをごらんいただきたいと思います。主な経緯について上げさせていただきます。

武庫川ダム事業につきましては、先ほど事務局の方からも申しましたが、平成10年12月の事業評価監視委員会におきまして事業継続は妥当であるというご判断をいただいております。しかしながら、その意見の中で、住民の理解を深めるために、早急に関係市とともに地域の住民を含めた対話行政を進めるなど、情報公開を含めた広報活動の強化に努めるべきであるという附帯意見もいただいているところでございます。

県といたしましては、これまで、改正前の河川法に基づきます工事実施基本計画によりまして、河川改修とあわせた武庫川ダムの建設が最も効果的で現実的な対策として推進を図ってきたところでございます。しかしながら、先ほど言いました事業評価監視委員会からのご意見や、治水計画、環境対策などにつきましてのさまざまなご意見がある中、また沿川下流の4市からも地域住民とのきめ細やかな協議や環境対策への配慮など総合的な幅広い取り組みを行うよう要望も出てまいりました。また、近年の異常気象による河川改修やダムだけでは十分対応できない集中豪雨等も発生していることをかんがみ、河川法改正を背景として、平成12年9月、県議会において武庫川の治水対策に係る新たな取り組みを表明したところでございまして、合意形成に向けた取り組みを行いますとともに、総合的な治水対策につきましても検討を進め、ゼロベースから河川整備基本方針を策定することといたしております。

この基本方針の策定に当たりましては、地域住民との情報の共有化や意見交換を行い、合意形成の取り組みをさらに進める中、平成14年3月には、学識経験者や地域住民が計画の段階から参画し協働できる責任ある立場で議論できる場としまして、仮称でございますが、武庫川委員会を設立することを県議会で表明いたしましたところでございます。

その後、この委員会設立に向け、合意形成を目的とした勉強会や意見交換会等を開催いたしまして、地域住民の方や流域7市とも幅広く意見交換をし、本年平成15年3月28日に委員会の前段となります準備会議を設立したところでございます。この準備会議におきましては、委員会のメンバー構成や委員会の運営方法等につきまして議論をいただくことを目的としておりまして、学識経験者だけではなく、地域住民の方々も委員として参画していただいております。

この準備会議は、現在まで、およそ月1回のペースで6回開催しております。委員会の規模、構成、公募委員の委員数、公募の方法、それからその審査の方法等、非常に活発な議論が続けられております。先日、8月27日には第6回を開催しまして、9月25日から10月16日にかけて地域住民

への委員公募を行うことを決定するなど、武庫川委員会設立に向けた議事運営を進めているところでございます。

今後、準備会議の提言を受けまして、早期に委員会メンバーを決定し、武庫川委員会を設立することといたしております。そして、この委員会におきまして、武庫川の河川整備計画策定に向けた幅広い議論を開始したいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局

以上、ご説明したとおり、繰り返しになりますけれども、武庫川ダムにつきましても、河川整備計画策定に必要な調査に限定して継続していきたいと考えておきまして、今年度の再々評価に当たりましては、その調査継続の妥当性を審査していただきたいと考えております。

本日はあくまで事前説明でしたが、詳細な説明及び審査に関する資料の提示につきましては、9月19日の第6回公共事業等審査会におきまして行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

具体的にどういう形で原案が出されてくるか、まだ私、よく聞いてないんですが、事業を中止するのでもなければ、一時休止というのがこれまでに一つだけあったかと思いますが、それでもなきゃ、白紙に戻すのでもなくて、とにかく今の説明にもございましたように、環境影響評価の概要書は通っております、それによる調査は既に開始されております。それから、ダム本体の設計とか、強度の調査とか、いろいろな問題が残っているので、武庫川委員会がきちっとするまでここで一切棚上げだというわけにもいかない。具体的にどれだけをどういうふうに残すのか、県が作成します調書原案を見てから考えたいと思いますが、とりあえず武庫川に関してはそういうことでいきたいということです。

それから、そのほかの河川が随分ございますが、これも一級とか二級とか、いろいろややこしいところがございます。案件だけはざっとたくさんつくっていただきましたので、そのおつもりで次の委員会、またよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何もございませんでしょうか。特にございませんでしたら、現地視察あるいは次の会議を含めまして、スケジュールをお願ひしたいと思います。

事務局

最後に、事務連絡を申し上げます。来週の火曜日の現地視察の件でございしますが、現在、8名の委員の方に参加できるとのご返事をいただいております。欠席とご連絡いただいている委員で急にきていただける方がございましたら、ご連絡いただきたいと思ひます。また、当日は、集合場所が阪急宝塚駅の改札を出たところに県の職員が待機しておきまして、バスまでご案内したいと思います。なお、集合時間は、ご案内どおり午後1時です。よろしくお願ひしたいと思います。

閉 会